平成31年労第15号

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社(以下「会社」という。)に雇用され、営業等の業務に従事していた。
- 2 請求人は、〇年〇月〇日、顧客先に行くため普通乗用自動車を運転中、他者の 運転する普通貨物自動車と衝突して負傷した(以下「本件災害」という。)。請 求人は、同月〇日、C医療機関に受診し「頚椎捻挫、腰椎捻挫」と診断され(以 下「本件傷病」という。)、同年〇月〇日まで通院していたが、同月〇日、D医 療機関に転医し「頚椎症(両根症状)、腰部椎間板障害、頚部椎間板へルニア」 と診断された。
- 3 本件は、請求人が、D医療機関分の療養について、療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査 請求をしたところ、審査官が〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした ことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の本件災害による傷病は〇年〇月〇日をもって治癒(症状固定)したとして、治癒日以降の療養補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審查資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 労災保険制度上の治癒(症状固定)とは、傷病のいわゆる全治を意味するものではなく、業務上の負傷又は疾病に対して医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったものをいい、その要件は決定書理由に記載されているとおりである。
- (2) E医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「○年○月○日に治癒 とし、現在の状態は、いわゆる症状固定の状態であり経過をみることになる。 治療中、特に痛み等の症状が悪化する事なく、徐々に回復していったと考えら れる。」と述べている。
- (3) また、F医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「G医師の意見書、診療録からは治療の軽快はなく、不変との記載のみである。同医療機関通院期間中も治療の効果は得られておらず、治療の必要性も妥当性を欠くので○年○月○日をもって、症状固定と診断されたことは、まったく問題ないと考えられる。」と述べている。
- (4) 当審査会としては、請求人の傷病の状態と治癒に係る上記医師らの所見に照らして、請求人の本件傷病は、遅くとも〇年〇月〇日には治癒(症状固定)の 状態に至っていたものと判断する。
- (5) なお、請求人は、「D医療機関でMRI検査結果で判断するとの意見に従って、首と腰の2箇所のMRI検査結果に基づいて再治療を開始している。」と主張するが、この点、G医師は、○年○月○日付け意見書において、他覚的所

見及び治療内容について、要旨、「〇年〇月〇日MR I 頚髄C 5 - 6 中へルニア、〇年〇月〇日MR I 腰髄L 4 - 5 - 8 小へルニア。腰椎、頚椎牽引治療開始。その後理学治療つづく。」と記載しており、現在の症状については、「起床時、腰部の痛み増強、頚部の痛みあり。」としている。当審査会としては、同医師の診療録においても症状の軽快は確認できず、同医院における治療効果は期待し得ない状態であったと判断する。

(6) 以上のとおりであるから、当審査会としても、請求人の本件傷病は、決定書理由で説示するとおり、〇年〇月〇日には治癒(症状固定)であったと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、 請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。